

避難解除区域等における新規立地促進のための特例措置

背景・必要性

現行の避難解除区域に係る税制の特例措置(機械等の特別償却等)は、東日本大震災の発生時(平成23年3月11日)に避難解除区域に事業所を有していた事業者のみ対象。

しかし、避難解除区域等における雇用規模の回復など、当該区域の復興・再生のためには、新規事業者を誘致することが不可欠。



避難解除区域等への新規立地を促進するための特例措置(立地促進計画制度)を新設。

立地促進計画制度(案)の概要

- 対象：新規事業者(復興庁令に対象業種を規定)
- 県が計画を策定(国による認定は不要)
- 県知事が事業者の実施計画を認定

現行の避難解除区域に係る特例措置

- 対象：既存事業者(業種の限定なし)
- 計画の策定は不要。
- 県知事による震災時に対象区域内に事業所を有していたことの確認。

○県知事による認定又は確認を受けた事業者に税制の特例措置を適用。

- ①設備投資に対する税額控除又は特別償却制度(特別償却:機械等100%、建物等25% 税額控除:機械等15%、建物等8%)
- ②被災被用者に対する給与等支給額の20%を税額控除

○課税免除又は不均一課税をする場合に減収補填措置。

平成28年3月31日までの間に、設備投資(施設又は設備の新設又は増設)に対して地方公共団体が事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合にその減収額を特別交付税の算定の基礎に算入

期待される効果

避難解除区域等における雇用規模の回復など、当該区域の復興・再生